

## サッポロ・ヘルスケアビジネス・サポートプログラム補助金 交付要綱

平成30年(2018年)4月2日経済観光局長決裁

### (通則)

第1条 サッポロ・ヘルスケアビジネス・サポートプログラム補助金(以下「補助金」という。)の交付については、札幌市の補助金等の事務取扱に関する規程(昭和36年訓令第24号)に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 高齢化を背景に需要の拡大が見込まれるヘルスケアビジネスにおいて、国内ヘルスケア産業をリードする「札幌発ヘルスケアビジネス」の創出・成長を促し、「健康福祉・医療」分野における市内産業の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「中小企業」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者とする。
- (2)「団体」とは、5人以上の構成員を有し、自主的かつ自発的な運営を行っている組織とする。また、定款、規約、会則等の定めにより活動を実施していること、及び原則として1年以上の活動実績があることを必要とする。
- (3)「NPO」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人とする。
- (4)「創業予定者」とは、応募時から1年以内に創業(企業、NPO、個人事業主)を計画している者とする。
- (5)「コンソーシアム」とは、事業を行う際、目標達成のために複数の企業等が連携し事業を実施する形態とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、本事業の目的に資する健康福祉・医療分野の事業とし、第18条に規定する「サッポロ・ヘルスケアビジネス・サポートプログラム審査委員会」(以下「審査委員会」という。)により、選考するものとする。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費として、事業実施期間内に発生する経費であって、市長が必要かつ適当と認める経費とする。なお、詳細は、別に定めるサッポロ・ヘルスケアビジネス・サポートプログラム補助金交付要領(以下「要領」という。)に掲げるものとする。

### (補助対象者)

第6条 この要綱により補助を受けることのできる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象事業を実施する札幌市内に本社または事業所を有する中小企業、団体、NPO、個人事業主、創業予定者(以下「企業等」という。)、またはこれらの者を代表とするコンソーシアム等であり、次の各号を満たす者とする。

- (1) 市税を滞納していないこと。

(2) 反社会的勢力との関係を有していないこと。

(補助金等)

第7条 補助金は、第5条で定める補助対象経費について予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第8条 この要綱による補助金の交付を受けようとする補助対象者は、企業等の代表者またはコンソーシアムの代表者が、要領に定める補助金交付申請書に関係書類を添えて、代表者名で市長に提出するものとする。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請があった場合には、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否及び補助金の交付を決定するときはその予定額を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付について決定したときは、要領に定める補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない旨の決定をしなければならない。
  - (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
  - (2) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
  - (3) 暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者
  - (4) その他交付目的に照らして補助金等の交付を受けることが不適當であると市長が認める者

(補助事業内容等の変更承認)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、要領に定める場合を除き、補助事業の内容の変更又は事業の中止をしようとするときは、あらかじめ要領に定める事業内容変更等申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により提出された事業内容変更等申請書を審査し、当該事業内容の変更等について、止むを得ない理由があると認めるときはこれを承認し、要領に定める事業内容変更等承認通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(事業遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了（第10条の規定による廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、その日から起算して20日以内又は当該年度の末日までのいずれか早い日までに、要領に定める事業完了報告書に关系書類を添えて、市長

に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第13条 市長は、前条による事業完了報告書及び添付書類の提出を受けたときは、これを審査し、その内容が正当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、要領に定める補助金確定額通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の通知後、補助金を交付するものとする。ただし、市長が、必要があると認めるときは、第9条の交付の決定後、概算で交付することができる。

2 前項ただし書きの規定により概算により補助金の交付を受けようとする補助対象者は、要領に定める補助金概算払交付申請書に係る書類を添えて、代表者名で市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請があった場合には、速やかにその内容を審査し、補助金の概算払の交付の可否及び補助金の概算払の交付を決定するときはその額を決定するものとする。

4 市長は、前項の規定により補助金の概算払の交付について決定したときは、要領に定める補助金概算払交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

5 補助事業者は、前項の規定により概算で補助金の交付を受けたときは、前条の規定による通知を受けた後、札幌市会計規則(昭和39年規則第18号)の定めるところにより、その精算をしなければならない。

(補助金の交付決定の取り消し及び返還)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 法令若しくは本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 前条第1項ただし書きの規定により概算で交付を受けた補助金を、補助対象事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助金の交付決定後に、補助事業と同様の事業において他の助成制度(補助金、委託費等)による財政的支援を受けた場合

(4) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき

(5) 補助事業の目的等に照らして補助金の交付を受けることが公益上不相当と認められる法令違反等があることが判明したとき

(6) 第9条第3項各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき

(7) 前6号の規定のほか、市長が補助金の交付について不相当と認める場合

2 市長は、前項の規定による取り消しをした場合において、すでに当該取り消しに係る部分に対する補助金を交付しているときは、期限を付して、当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 市長は、前項の返還を請求する場合には、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)における加算金及び延滞金についての規定に準じた年利で計算した加算金の納付を併せて請求するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第16条 補助事業者は、要領に定める財産で補助事業により取得又は効用が増加したもの(以下「取得財産等」という。)について、その台帳を設け、保管状況を明らかにしておかなければならない。また、台帳は補助事業の完了日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、前項の取得財産等については、補助事業の完了の年の翌年から起算して5年以内で、かつ「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過することになるまでの期間において、補助金の目的に反して他の用途に使用し、他の物に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し若しくは債務の担保に供しようとする(以下「取得財産等の処分」という。)ときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができるものとする。

(成果の発表等)

第17条 補助事業者は、市長が補助金による事業の成果を求めたときは、これに協力するものとする。

(審査委員会の設置)

第18条 第4条によりその権限に属する事項を審議するため、審査委員会を置く。

2 審査委員会の組織及び運営については、市長が別に定める。

(その他)

第19条 この要綱の実施に関しその他必要な事項は、経済戦略推進部長が別途定める。

附則

1 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。